

答 申 第 1 3 0 号
(諮 問 第 1 2 6 号)

令和 7 年 (2025 年) 3 月 18 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 2 月 24 日付け鎌総第 3044 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）5月9日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成26年12月15日村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第3回ワーキング）、（市）今後、事業フレームを選定する際には、事業費や減歩率などのメリット・デメリットを含めた説明も必要となることから、報告書とは別に『換地・保留地比較検討のメリット・デメリット』を整理した。下記についての文書を公開請求する。1、上記の報告書及び『換地・保留地比較検討のメリット・デメリット』を整理した資料」について、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022）7月4日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）5月9日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年12月15日村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第3回ワーキング）、（市）今後、事業フレームを選定する際には、事業費や減歩率などのメリット・デメリットを含めた説明も必要となることから、報告書とは別に『換地・保留地比較検討のメリット・デメリット』を整理した。下記についての文書を公開請求する。1、上記の報告書及び『換地・保留地比較検討のメリット・デメリット』を整理した資料」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和4年（2022年）7月4日付け鎌倉市指令深地第4号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）10月14

日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）10月14日付けで提出した審査請求書、同年11月18日付けで提出した反論書及び令和5年（2023年）1月20日付けで提出した再反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は、非公開とした部分の理由を、条例第6条第3号及び同条第4号としているが、そもそも条例第6条は、原則公開を定めているのであって、非公開とすることは例外で、行政の公正又は円滑な執行を妨げることを理由として非公開とする場合でも、公開することにより審議等に著しく支障をきたすおそれがあることを必要としていることから、本件処分は安易に非公開部分を広げたものである。

イ 審査請求人は、行政文書公開請求書（以下「請求書」という。）の「請求する文書の内容」欄（以下「内容欄」という。）の記載について、実施機関から修正を求められたことから、指示のとおり修正したが、「村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較」1枚（以下「事業スキームの比較」という。）が公開されていない。

ウ 平成26年（2014年）1月16日に、鎌倉都市計画土地地区画整理事業及び同地区計画（以下「土地地区画整理事業等」という）の決定に係る公聴会を開催している。また、同日に、藤沢市が欠席しているのに、村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討会を開催したのは問題である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和4年（2022年）11月2日付けで提出された弁明書、令和5年（2023年）1月6日付けで提出された再弁明書及び令和6年（2024年）11月7日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次

のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件処分に際して極めて安易に非公開部分を広げていると主張しているが、本件処分の「公開しない部分の概要及び理由」のとおり、条例に基づき非公開とする情報を判断したものであり、安易に非公開部分を広げたものではない。
- (2) 審査請求人は、事業スキームの比較が公開されていないと主張しているが、当該文書は請求人が請求書の内容欄に記載した文書には合致しない文書のためである。
- (3) 審査請求人は、平成 26 年（2014 年）1 月 16 日に土地区画整理事業等の公聴会を実施しているのに、村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討会を実施するのは問題があるなどと主張しているが、当該主張は本件処分の適否にかかる主張ではない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件処分について

本件請求に係る対象文書は、「平成 26 年 12 月 15 日村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第 3 回ワーキング）、（市）今後、事業フレームを選定する際には、事業費や減歩率などのメリット・デメリットを含めた説明も必要となることから、報告書とは別に『換地・保留地比較検討のメリット・デメリット』を整理した。下記についての文書を公開請求する。1、上記の報告書及び『換地・保留地比較検討のメリット・デメリット』を整理した資料」である。

実施機関は、本件請求に際し、審査請求人から請求の趣旨を聴き取り、「村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討」を本件対象文書として特定し、このうち一部について条例第 6 条第 3 号及び同条第 4 号に該当するとして本件処分を行った。

審査請求人は、非公開とした部分は条例第 6 条第 3 号及び同条第 4 号に該当せず全て公開すべきであること及び事業スキームの比較に係る文書（以下「事業比較文書」という。）が公開されておらず当該文書も公開すべきことを主張する。

そこで、本件処分における実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 文書の特定について

ア 審査請求人は、実施機関が特定した文書に、事業比較文書が含まれていないと主張する。

イ 当審査会は、審査請求人が令和2年（2020年）8月14日付けで行った行政文書公開請求に対する実施機関による行政文書の一部公開決定処分において、「村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較」1枚（以下「前回公開文書」という。）が公開対象文書に含まれていたことを確認した。

ウ 当審査会が、実施機関へ本件請求において事業比較文書を含めなかった理由を確認したところ、事業比較文書は本件請求の趣旨に合致しないとして公開する文書の対象としなかったと説明する。

エ 本件請求対象文書は、換地及び保留地比較検討のメリット・デメリットを整理した資料である。

当審査会が前回公開文書を見分したところ、事業費の計画、土地利用計画などの計画を「1地区1事業」及び「2地区2事業」別に整理し、どのように事業収益を上げていくのかを枠組みで示した表であり、換地及び保留地比較検討のメリット・デメリットの記載はないことから、実施機関が対象文書としなかったとの説明は妥当である。

オ その他上記の実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

(3) 条例第6条第3号の該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）他の地方公共団体の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関が条例第6条第3号に該当するとして非公開とした

箇所は、次のとおりであり、当審査会が本件対象文書の該当箇所を見分したところ、実施機関の説明のとおり、下記(ア)から(ウ)までの内容(以下「保留地地積等」という。)が記載されていた。

(ア) R (保留地地積)、 $R_{\max}$ (保留地として取り得る最大地積)

及びRを $R_{\max}$ で除した割合 ($R / R_{\max}$)

(イ) 換地及び保留地位置に関する事項

(ウ) 土地区画整理事業及びまちづくりに関する協議の内容

ウ 保留地地積等は、審査請求人が本件請求を行った時点においては、今後変更されることが予想される未成熟な検討段階の情報であって、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあったと認められる。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(4) 条例第6条第4号の該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関(中略)他の地方公共団体の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関が条例第6条第4号に該当するとして非公開とした箇所は、次のとおりであり、当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり、下記(ア)から(カ)までの内容(以下「協議内容等」という。)が記載されていた。

(ア) 土地区画整理事業・まちづくりに関する協議の内容

(イ) 不動産鑑定価格

(ウ) 保留地面積及びその算出を可能とする面積

(エ) 公共減歩率、保留地減歩率及び合算減歩率

(オ) 宅地価格及び保留地価格

(カ) 建物の移転方針

ウ 当審査会が本件文書を見分したところ、協議内容等の情報については、公開されると、事業区域内の権利者が所有する土地に対する評価に影響を及ぼし、権利者との今後の交渉が困難になることが予想される。また、土地区画整理事業により生じる保留

地の購入希望者が土地の価格を容易に推測できるようになることから、今後の用地の売却交渉が難航するなど、実施機関の土地区画整理事業の遂行に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	4 /	5 / 9	行政文書公開請求書が提出される
		7 / 4	行政文書一部公開決定通知書
		10 / 14	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		11 / 2	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		11 / 18	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	5 /	1 / 6	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
		1 / 20	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		2 / 24	審査会に諮問
	6 / 11 /	7	第 160 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
	7 /	1 / 16	第 162 回審査会で審議
		2 / 13	第 163 回審査会で審議
		3 / 18	答申（答申第 130 号）